

## ○箕輪町空き家改修費等補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の有効利用を図るとともに、移住を促進し、定住人口の増加による地域の活性化を図るため、空き家の内装、屋根、外壁、給排水設備等について生活をできるようにするための改修及び空き家を活用し出店するための改修（以下「改修等」という。）に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、箕輪町補助金等交付規則（昭和55年箕輪町規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 箕輪町空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例（平成27年箕輪町条例第33号）第2条に規定する空き家等のうち特定空き家を除いたものをいう。
- (2) 小売業等 小売業、不動産業、宿泊業、飲食サービス業又は生活関連サービス業をいう。
- (3) 店舗 小売業等を営むためのものであって、商品の販売又はサービスの提供を行う施設をいう。
- (4) 対象外業種 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定される業種又はこれに類似する営業を行う業種をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 空き家を購入又は賃借し、かつ、居住又は居住しようとする者（以下「空き家居住者」という。）
  - (2) 空き家を購入又は賃借し、かつ、小売業等（対象外業種を除く。）の店舗を出店又は出店しようとする者（以下「店舗出店者」という。）
  - (3) 箕輪町空き家・空き地バンク（以下「空き家・空き地バンク」という。）に賃貸物件として登録又は登録しようとする空き家の所有者又はその相続人（以下「空き家所有者等」という。）
- 2 前項に定める補助対象者は、次の各号の全てに該当するものとする。
- (1) 空き家について、共有者がいる場合にあつては、その全ての共有者から空き家の改修について同意を得られていること。
  - (2) 空き家について、複数の相続人がいる場合にあつては、その全ての相続人から空き家の改修について同意を得られていること。
  - (3) 申請時において、補助対象者及び補助対象者と同一世帯に属する者が、町税等を滞納していないこと。
  - (4) 箕輪町暴力団排除条例（平成23年箕輪町条例第15号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は警察当局から排除要請された者でないこと。
- 3 空き家居住者は、前項の規定に加え、過去に箕輪町若者世帯定住支援奨励金及び箕輪町結婚新生活スタートアップ補助金の交付を受けていないものとする。
- 4 店舗出店者は、第2項の規定に加え、次の各号の全てに該当するものとする。
- (1) 営業に関する許認可が必要な場合は、その許認可を取得すること。

(2) 町内で営業している店舗から移転することにより、移転前の店舗が休業又は廃業とならないこと。

(補助対象空き家)

第4条 補助金の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 空き家居住者が、購入又は賃貸し、かつ、居住又は居住しようとする空き家であって、売買又は賃貸借の契約が一親等の親族間で行われたものでないもの

(2) 店舗出店者が、購入又は賃貸し、かつ、小売業等の店舗を出店又は出店しようとする空き家であって、売買又は賃貸借の契約が一親等の親族間で行われたものでないもの

(3) 空き家所有者等が、空き家・空き地バンクに賃貸物件として登録又は登録しようとする空き家

(補助対象事業)

第5条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、法人又は個人事業主が請け負い実施する、前条に定める補助対象空き家の改修等とする。

(補助対象経費、補助額)

第6条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に定める補助対象事業に係る経費とし、消費税相当額を含み5万円以上のものとする。

2 前項に定める補助対象経費に次の各号に掲げる経費が含まれるときは、これを除いた残りの経費を補助対象経費とする。

(1) 国、県又は町の他の制度の補助、融資等の対象となる経費

(2) その他町長が補助対象経費として適当でないと認める経費

3 補助額は、前2項に定める補助対象経費の2分の1以内の額で、1,000円未満の端数が生じたときは、その額を切り捨てた額とし、40万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第7条 前条第3項に規定する補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の着手前に箕輪町空き家改修費等補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 誓約書兼同意書（空き家居住者用）（様式第2号の1）

(2) 誓約書兼同意書（店舗出店者用）（様式第2号の2）

(3) 誓約書兼同意書（空き家所有者等用）（様式第2号の3）

(4) 空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し

(5) 空き家の改修費用の見積書の写し

(6) 空き家の位置図及び平面図（空き家改修予定箇所を明記したもの）

(7) 空き家の改修等に着手する前の当該工事箇所の写真

(8) 営業に関する許認可書類の写し（営業に関する許認可が必要な場合に限る。）

(9) その他町長が特に必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、その結果を申請者に通知する。

(補助金の変更又は中止等)

第9条 補助金の交付決定を受け、補助対象事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更するとき、又は補助対象事業を中止するときは、箕輪町空き家改修費等補助金変更・中止承認申請書（様式第3号。以下「変更中止申請書」という。）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更の場合は、この申請書の提出を省略できる。

2 町長は、前項の変更中止申請書の提出があったときは、これを審査し、その結果を申請者に通知する。

（実績報告書）

第10条 補助事業者は、補助対象事業を完了したときは、完了後1月以内又は年度末のいずれか近い期日までに、箕輪町空き家改修費等補助金実績報告書（様式第4号。以下「実績報告書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1） 建築確認検査済証の写し（建築確認が必要な建築行為の場合に限る。）
- （2） 空き家の改修工事費用の領収書の写し
- （3） 空き家の改修工事完了後の当該工事箇所の写真
- （4） 当該物件へ転入又は転居した記載のある住民票
- （5） 営業を開始したことが証明できる書類
- （6） その他町長が特に必要と認めるもの

（補助対象事業完了の確認及び通知）

第11条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、申請者に通知する。

（補助金の請求）

第12条 補助事業者は、補助金の交付を請求するときは、箕輪町空き家改修費等補助金請求書（様式第5号）により、町長に請求するものとする。

（補助金の返還等）

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部に相当する額の返還を命ずることができる。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- （1） 空き家居住者にあつては、正当な理由なく、補助金の交付決定日から1年以内に当該物件に居住しないとき。
- （2） 空き家居住者にあつては、正当な理由なく、補助金の交付決定日から2年以内に当該物件から転居したとき。
- （3） 店舗出店者にあつては、正当な理由なく、補助金の交付決定日から1年以内に当該物件で営業を開始しないとき。
- （4） 店舗出店者にあつては、正当な理由なく、補助金の交付決定日から2年以内に当該物件での当該営業を中止したとき。
- （5） 空き家所有者等にあつては、正当な理由なく、補助金の交付決定日から1年以内に空き家・空き地バンクに賃貸物件として登録しないとき。
- （6） 空き家所有者等にあつては、正当な理由なく、交付決定日から2年以内に空き家・空き地バンクの登録を変更し、又は取下げたとき。
- （7） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （8） 前各号に掲げるもののほか、町長が返還を相当と認めたとき。